

平成28年度事務事業評価結果

事務事業名	事業目的・概要	対 象	H27年度事業実施(見直)内容	評価・課題事項等	今後の改善・見直し予定等
総務部					
総務課					
シドニー訪日団歓迎事業	姉妹都市であるカナダ・シドニー町の訪日団を受け入れ、表敬訪問、歓迎会、市内視察、ホームステイ等を実施することで、新見市の自然、伝統文化に触れる機会を設け、新見市とシドニー町との交流を深める。	市民及びシドニー町民	シドニー町訪日団歓迎事業への補助 日程：平成27年10月13日(火)～18日(日) 受入人数：8名 内容：市長表敬訪問、市内視察(ピオーネ交流館、満奇洞、新見第一中学校、新見公立大学等)、土下座祭り視察、歓迎会、送別会、ホームステイ等	新見市とシドニー町間で、受入と派遣を交互に実施するよう計画はしているが、双方での日程等の調整の関係により、延期となる場合が多く、活発な交流が行われていないのが現状である。	平成27年度には受入を行い、平成29年度には新見市から訪問団を派遣する予定としている。今後もシドニー町と連携を活発に行い、協力することで、継続して交流事業ができるよう努める。
職員研修事業	職員に必要とされる知識と能力を身につけ、課題を自ら解決することができる職員を育成することを目的として、市単独(自主企画)研修を実施するとともに、県内及び県外の研修センター等が実施する各種専門研修を計画的に受講させる。	職員	①市単独研修(議会对応力向上研修 ほか6研修) ②岡山県市町村研修センター、岡山県建設技術センター実施研修の受講 ③市町村職員中央研修所、全国国際文化研修所実施研修の受講 ほか	市単独研修については、階層別に共通の課題を分析し、効果が実感できる研修を実施していく必要がある。特に、若手職員における文書作成能力の向上が求められており、当該研修を継続していく必要がある。また、市単独では実施困難な専門研修については、引き続き外部研修機関を積極的に活用していきたい。	現行の実施方法を継続しつつ、より効果的な研修の実施に努めていく。
宅地分譲事業	新見市土地開発公社が移住、定住を支援するための宅地を造成し分譲することにより、定住人口の増加を図る。現在、西方郷原住宅団地及び小岸住宅団地の分譲を行っている。 ・西方郷原住宅団地：平成11年度分譲開始 全23区画(うち分譲残区画：4区画) ・小岸住宅団地：平成18年度分譲開始 全8区画(うち分譲残区画：5区画)	市民並びに市外からの移住者	・分譲地の管理、販売	定住促進を図るうえで有効な施策ではあるが、近年、販売実績が少なくなっているため、販売方法の見直しを検討する必要がある。	残区画については、分譲価格や区画割りの見直しを含めて販売方法を検討するとともに、貸付を行うなど土地の有効活用にも努める。
秘書課					
定期表彰・表彰関係事務	本市自治の振興と公益の増進に功労のあった者及び善行が顕著で市民の模範と認められる者を表彰し、市政の進展を図ることを目的とする。表彰は、有功表彰と善行表彰の2種類とし、表彰状を授与して行い、副賞として金品を贈呈する。	(有功表彰) (1) 本市の産業、教育、衛生、社会福祉その他公共のことに寄与し、その功労が特に顕著な者 (2) 多年本市の公職にあって、その功労が特に顕著な者 (善行表彰) (1) 公共のことに尽力し、業績が顕著な者 (2) 市民であって徳行が顕著で、他の模範となると認められたもの (3) 公共のことに對して多額の金品の寄附をした個人又は団体	・H27年度は実施していないが、H26年度の10周年記念事業に併せて実施	年度によって該当者のバラつきがあるが、継続して実施していく必要がある。	事業の実施について検討していく。
企画政策課					
結婚推進事業	新見市結婚推進委員で構成される新見市結婚推進協議会が中心となり、結婚相談会やカップリングパーティーなどを開催し、市内独身者の結婚に繋がる活動に取り組む。 また、新見市結婚サポーター「世話焼きさん」を募集し、身近な人からの結婚支援につなげる。	市内独身者	新見市結婚サポーター「世話焼きさん」事業については、新見市の直接実施とし、その他の事業は新見市結婚推進協議会へ負担金として支出 ・イベント等によるカップル成立数(H27) 58組	結婚を希望する独身者は多く、イベント開催しても毎回定員を大きく超えた参加申し込みがある状況である。ただし、参加者の一部固定化や、その後の成婚率向上につなげるという課題がある。	イベントだけではフォローできない独身者も多く、その対策として「世話焼きさん」制度を創設しており、今後の充実を図る。
市政懇談会関係事務	市長が地域に向き、市民の率直な声に耳を傾け、市民の意見や提言を市政運営に反映させることを目的に開催する。	市民並びに市内に在住または通勤、通学する人	・市長とフリートークを5会場(新見、大佐、神郷、哲多、哲西)で開催 ・おでかけ市長室を5会場(新見、大佐、神郷、哲多、哲西)で開催	市長とフリートークは、できるだけ多くの市民に参加いただきたいので、19時頃から開催しているが、参加者は少し減少している。	市長が直接市民の意見を聴く数少ない機会として継続するが、市民ニーズに合わせて、改善すべきところがあれば柔軟に対応する。

事務事業名	事業目的・概要	対 象	H27年度事業実施(見直)内容	評価・課題事項等	今後の改善・見直し予定等
地域創生・人口減少対策室					
定住対策事業(空き屋バンクの創設)	市の定住人口の増加と地域の活性化を図るため、岡山県空き家情報流通システム等を利用し、新見市空き家情報バンク制度を運用することにより、市内に存在する空き家についての情報提供から入居決定までの支援等を行うもの。	空き家所有者及び空き家購入(賃借)希望者	市ホームページ等への空き家情報の掲載 ・空き家情報バンク物件登録数(H27) 23件	空き家に対するニーズは増す一方で、職員の負担は増していることから、事務の効率化を図るため、一部業務の委託が可能なものは、外部委託を含めた改善が必要である。	平成29年度から、新見市移住交流支援センターを開設し、移住・定住希望者への対応や空き家対策の一部についても外部委託を行う予定である。
財政課					
権限移譲の推進	国や県が管轄している事務等について、市がその事務を行う権限を移譲してもらうもの。市民サービスの向上を目的としている。	市民・民間業者	新規事務としての移譲はなかったが、法務局の一部事務の移譲を国に対し要望した。	現在まで、先進的に行ってきたため、一定の成果を挙げている。しかし、職員数が減っているため、職員の事務負担増が懸念され、権限移譲を受ける事務を精査していく必要がある。	今後も、権限移譲を受ける事務については、市民サービスの向上と職員の事務負担の影響を鑑みながら進めていく。
税務課					
軽自動車税(軽四輪・二輪軽・小型自動車)に関する事務	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を市内の定置場に当該年度4月1日現在で所有する者に対し、条例に定める税額を課税する。	賦課期日(4月1日)現在に主たる定置場が新見市にあるもの。	軽自動車の登録・異動申告書の処理並びに減免申請書の受付・処理	担当者1名を中心に事務を行っており、高い守秘義務が求められる課税事務であるためアウトソーシングもなじまない。	法律に基づくものであるため、今後も厳正に事務を行う。
名寄帳・切絵図等交付事務	納税義務者等が自己の資産等について課税内容を確認できるよう、また、必要な方が土地の形状や位置関係等を確認できるよう、申請に基づいて写しの交付を行う。	名寄帳は納税義務者および特定の関係者、切絵図等は全ての申請者。	・名寄帳交付件数 443件 ・切絵図等交付件数 660件	適正に処理できている。	必要性、執行方法等妥当であり、適正に処理できているので、現状維持が望ましい。
情報管理課					
地図情報システム活用事業	おかやま全県統合型GIS(地理情報システム)を岡山県と県内の15市町で共同利用し、ホームページにて、「新見まちかどマップ」として、新見市が提供するマップ(防災・観光等)及び岡山県が提供するマップ(防災・土地利用等)を公開している。	市民	①新見市が提供するマップ:防災・観光・生活・医療福祉・公共施設・消防・道路情報・ため池・文化財・介護保険事業所 ②岡山県が提供するマップ:防災情報・土地利用情報・農業農村情報・文化財情報等 ・アクセスログ件数 7,399件	利用件数が更に増えるよう検討する必要がある。	公開できるマップを増やすと共に、広く市民に利用されるように周知を行っていく。
情報通信施設整備事業	市情報通信ネットワークから各家庭(新築等)に通信線(光ファイバ)を引き込み、告知放送、インターネット、IP電話及びケーブルテレビ等のサービス利用が可能な高速・大容量の通信環境を整備する。	市民	工事請負による。 ・工事発注件数 148件	高速・大容量の通信環境は採算面から民間事業者による整備が見込めない状況下で、市民のニーズは高いため公設民営方式を採用した経過から、事業継続していく必要があるが、追加設置要望は新築家屋が主であり消費動向に影響を受けやすく、また受注可能な市内業者も限られているため、計画的な発注が難しく効率性に欠ける。	計画的な発注ができるよう、新築時に特化した申請手続きについて広報を行う。
監理検査課					
工事等検査事務	適正な工事の施工及び品質確保のための検査を行う。	工事発注担当課及び工事受注者	工事及び委託業務の竣工検査 検査件数 H27年度 493件	更なる品質確保等に向けた検査を行う。また、国や県の動向も見据え、検査員も新たな情報収集等を行い、施工業者・市監督員の知識、技術力向上を目指す。	引き続き適正な工事施工及び品質確保・コスト削減を目標に適正な検査に努める。

事務事業名	事業目的・概要	対 象	H27年度事業実施(見直)内容	評価・課題事項等	今後の改善・見直し予定等
福祉部					
市民課					
パスポート交付事務	市民が海外へ渡航する際に必要となるパスポートの申請受付及び交付事務を行う。	パスポートを必要とする市民	平成27年度旅券申請件数 289件	従前、県と市の両方の窓口で手続きする必要があったが、市の窓口だけで完結できるようになり業務スピードが向上し、手続きを必要とする市民にとっての利便性が図られた。	引き続き事業の推進を図る。
国保・後期高齢人間ドック補助事業	新見市国民健康保険被保険者及び新見市在居の後期高齢者医療被保険者の健康増進、保持を図るため、希望者に対して短期人間ドック、脳ドック、婦人科検診、前立腺検査の受診事業を実施する。	新見市に住所を有し、当該年度中に40歳から74歳になる新見市国民健康保険被保険者及び新見市在居の後期高齢者医療被保険者	検査手数料の7割相当額を補助する。(自己負担3割) ・受診者数(H27国保ドック分)772人 ・受診者数(H27後期ドック分)477人	検査手数料の助成を行うことにより受診する機会が増し、生活習慣病の早期発見、早期治療ができ、自己健康管理意識の向上も図られることから医療費抑制につながっていると思われる。	毎年市報に4月号で受診希望者の募集を行っているが、市報を見ていないため知らなかったとの声がしばしば上がったため、告知放送や行政放送など周知の場を広げ、受診希望者増加を図る。
休日・準夜間診療事業	急病患者に対し、地域内住民の生命を守ることを目的に、休日診療について、内科、小児科、外科の3系統とし、毎月第1、第4日曜日の内科、小児科の診療は、休日診療所において、休日及び毎月第1、第4日曜日以外の内科、小児科の診療は担当病院で実施。	市民	休日診療事業委託 ・一日あたりの患者数(休日診療所のみ) 15.3人 ・患者総数(休日診療所のみ) 368人	平成26年度、27年度に医師会との協議の結果、現行の契約内容となっているため、今のところ現状維持が望ましい。	休日診療所の運営については、当番医師が年々不足する課題があり、将来的には状況を見ながら改善を図っていく。
生活環境課					
市営バス更新事業	市営バスの車両については、使用期間が長いものが多く、修繕等の維持経費がかかっていることから、修繕経費がかかっている車両を順次更新するもの。	・新見市	更新の際には、利用実績に応じて小型化し、維持経費の削減を図っている。 平成26年度 更新台数 3台(全て小型化) 平成27年度 更新台数 2台	大規模修繕が少なくなり効果があった。	平成30年度まで計画的に更新を行う予定である。
環境学習事業	環境についての学習をする市内全小学校の4年生を対象に、家庭から排出されるごみの収集運搬状況やごみ焼却施設、最終処分場、下水処理施設での処理状況等の見学学習を実施し、ごみの減量化等に関する意識の高揚を図る。	市内小学4年生(複式の場合、3年生を含む)	市内15校(全18校の内、複式で前年度参加により、本年度不参加の3校を除く) 児童246人が参加(11日間実施)	環境教育として、小学4年生を対象に全校において実施してきており、教科学習と併せ啓発効果が発揮されている。今後は、小学生以外の市民を対象とした啓発活動にも取り組む必要がある。	小学生対象の「ごみの行方」以外に、市民を対象を広げた環境教育出前講座を開催することで、ごみ減量化の促進と環境意識のさらなる向上を図る。
福祉課					
戦没者追悼式開催事業	戦後70年の節目に際し、戦没者遺族をはじめ一般市民に戦争の悲惨さや戦没者の想いを引き継ぎ風化を防止し、戦没者の追悼と平和を祈念するため開催。	戦没者の遺族(遺族会の会員数:約1,000人)及び児童・生徒、一般市民の代表者等	戦没者追悼式の実施・運営 ・参列者数 938人	戦没者遺族の高齢化が進んでおり、今後参列者の減少傾向が予想される。	開催規模等検討すべき要素があり、経年的な実施の是非、実施運営の委託や段階的な規模の縮小・廃止を含め今後の事業の在り方を検討する必要があると思われる。
腎臓機能障がい者通院手当給付事業	じん臓機能障害者が、人工透析療法による、医療の給付を受けるため通院する場合に、通院手当を支給することにより、じん臓機能障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。	人工透析患者で病院に通院している者	片道通院距離①1km未満月額1,500円②1km以上2km未満2,000円③2km以上15km未満2,500円④15km以上20km未満3,000円⑤20km以上25km未満3,500円⑥25km以上30km未満4,000円⑦30km以上4,500円 ・人口透析患者通院人数 98人	対象者推移を注視する必要がある。	引き続き事業の推進を図る。
独居高齢者宅等戸別訪問支援事業	定期的に独居高齢者宅を戸別訪問し、日常的な困りごと等の相談を行いながら安否確認を行うことにより、地域における孤立感を解消するとともに、体調等不調がある場合は関係機関につなぐ。	80歳以上のひとり暮らしで介護保険サービスを利用していない高齢者	民生委員等が独居高齢者宅を月に1回以上訪問し、月報を提出する。月報は包括支援センターに回覧し、情報を共有している。 ・訪問人数 5,427人	対象者が増加していくことにより、事業費が増加していくことが予想される。	平成26年度に事業見直しを行っており、必要に応じて見直しを行っていく。
老人福祉施設等の許認可・指導監督事務	社会福祉パッケージとして権限移譲を受けた事業。社会福祉事業を行う為設立される社会福祉法人の認可、定款の認可及び法人運営についての指導監督業務等を行う。	社会福祉法人(施設)	平成27年度社会福祉法人等指導監査 3法人 19施設	H24年までは係員4人で実施していたが、H25年から3人体制になっている。また、指導対象施設が年々増えており、指導のための人員確保(日程調整等)に苦慮している。専門的知識を必要とする業務のため、人材の育成と確保が課題となっている。	指導監査対象施設の増加に伴い、指導開始時期を早め、効率的に実施できるような計画を立てる。

事務事業名	事業目的・概要	対 象	H27年度事業実施(見直)内容	評価・課題事項等	今後の改善・見直し予定等
介護保険課					
住改・福祉用具申請・決定・支給事務	高齢者の住宅への手摺取付・段差解消等の住宅改修費を助成する。 高齢者の特定福祉用具購入費を助成する。	要支援・要介護認定を持つ介護保険被保険者	住宅改修費助成:対象工事(上限20万円)に対し、自己負担分(1割・2割)を除いた金額を償還払いにて助成する。 福祉用具購入費助成:特定福祉用具を購入した場合(上限:年10万円)、自己負担分(1割・2割)を除いた金額を償還払いにて助成する。 ・住宅改修費支給申請数 262件 ・特定福祉用具購入費支給申請数 211件	高齢者、要介護・要支援認定者の増加に伴う事業費の増加が見込まれる。	引き続き、支給対象を精査し、適正な助成を行っていく。
介護認定調査事業	申請者の自宅等を訪ね、厚生労働省の定めた要介護認定調査票を基に、申請者がどれくらい介護を必要とする心身状態なのかを調査を行う。	要介護認定・要支援認定申請者	職員や委託業者が、申請者宅や病院等を訪ね認定調査を行い、申請者の状況を正確に認定審査会に伝達すべく、調査票にまとめる。 ・要介護・要支援認定申請件数 2,905件	来年度の総合事業の運用開始に伴い、要支援者の一部が認定が不要になるため更新申請が幾分減少すると思われる。しかしながら、高齢者の増加により新規申請者も増加することから、全体の申請件数に大きな変動は期待できない。	引き続き、公平公正で客観的かつ正確な調査を行っていく。
介護人材養成確保事業	介護保険制度の改正に伴い、住民等多様な主体による生活支援サービス等の提供体制の構築が求められている中、市内における生活支援サービスを中心的に担う介護の知識を持った人材及び恒常的に不足している介護事業所における介護職員を養成確保することを目的とする。	市内に住所を有する人で、資格や知識を活かした活動を目指す人。	新見公立大学への実施業務委託 ・研修修了者数 20人	介護職員は不足しているが、養成人数には限りがあり、すべての申込みに応えられない。	県とも協議を行いながら、継続を図っていく。
健康づくり課					
乳幼児健診実施事業(集団健診)	新見市に住所を有する乳幼児の、月齢に応じた発育発達を保護者と共に確認し、疾病のスクリーニングから、支援の必要性の判定を行うことで、乳幼児の健全な発育と保護者が安心して子育てができることを目的とする。	新見市に住所を有する乳幼児	乳幼児健診(集団健診):身体計測、問診、内科診察、栄養指導、保健指導。(健診により、歯科診察、ブラッシング指導、心理相談) ・受診率 95.2%	今後も健診のあり方をアセスメントしながら、保護者の安心と不安の解決に繋がるような健診を実施する必要がある。	引き続き事業の推進を図る。
生き生き健康アップ支援事業(地域版)	高齢者を対象として、地域の公民館等を会場に、運動を主とした健康教室を行うことにより、参加者の健康増進、及び、地域で介護予防に関する自発的な活動につながり、介護予防に向けた取り組みが主体的に実施されるような地域社会の構築を目指す。	管内の高齢者(概ね65歳以上)	1教室あたり10人以上、年8回以上の教室を開催する。月1回以上、毎回90分程度(ウォーキングアップ、クールダウンを含む)の運動を行う。期間中に健康づくり課の健康教育を1~2回実施する。 ・実施会場数 22箇所	実施地区に偏りがあるので、未実施地区の公民館や地域団体に対して、事業内容を周知し取り組みを促す。	引き続き事業の推進を図る。
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	新見市に住所を有する小児慢性特定疾病児童等に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資する。	小児慢性特定疾病児童	新見市に住所を有する小児慢性特定疾病児童等に対し、日常生活用具を給付する。 ・受給申請者数 1人	今後も備北保健所新見支所と連携し、小児慢性特定疾病医療受給者に対して、日常生活用具給付事業の周知を図る。	引き続き事業の推進を図る。
こども課					
地域型保育事業	0~2歳児の保育の受け皿を拡大し、増加する保育ニーズに対応するため。	市民(0~2歳の保育を必要とする子どもを養育する保護者)	地域型保育事業として、以下の施設を認可。 小規模保育事業(B型):たんぼぼ保育園(【対象児童】0~2歳児、【定員】19人) 市は、当該施設に対して地域型保育給付費を支弁。 ・年間利用者数 196人	小規模保育事業の利用状況は定員の上限で推移しつつあり、今後の0~2歳児の保育の需要の推移を注視していく必要がある。	引き続き、利用者の入所希望に即した対応が取れるよう、事業者と連携して、入所調整を行う。
子育て支援医療費助成事業	小児の健康保持及び増進に寄与するとともに、児童福祉の向上及び支援を図るため、義務教育終了まで医療費を無料化する。	市内の乳幼児から中学3年生までの子ども	子育て支援医療費の助成を行う。 ・県の補助は就学前の通入院費、小中学生の入院費。 ・市の補助は小学生の通入院費、中学生の通入院費。 ・子育て支援医療費給付件数 43,987件 ・子育て支援医療費受給者数 3,550人	医療費については中学3年生まで無料化しており、市民満足度は高いと思われる。	引き続き事業の推進を図る。

事務事業名	事業目的・概要	対 象	H27年度事業実施(見直)内容	評価・課題事項等	今後の改善・見直し予定等
産業部					
農林課					
中山間地域等直接支払事業	中山間地域は平野地域に比べて生産条件の格差が大きいののでこれを補正するためのもの。	市民、農家、農業生産法人	集落協定補助 ・協定数 112件 ・交付金額 113,712(千円)	農家の高齢化や後継者不足により、協定農地の維持管理が困難になってきていることが課題である。	引き続き事業の推進を図る。
広域営農団地農道整備事業推進事務	阿新広域営農団地農道の建設を推進する。	市民	阿新広域営農団地農道の建設を推進する。 ・工事区間 3,650m ・供用区間 8,950m	広域営農団地農道の事業推進にあたり、地元の合意形成に役立っている。	平成28年度で、阿新広域営農団地農道整備事業推進協議会が解散予定である。
有害鳥獣駆除活動助成事業	市内の野生鳥獣による農林水産等の被害を防止することで、農業経営の安定を国内生産力の確保を図る。	市民	有害鳥獣捕獲奨励事業補助金 ・補助金額 2,521(千円) ・捕獲数 1,154頭	鳥獣被害は市街地でも発生するなど、住民ニーズはきわめて大きい。	引き続き事業の推進を図る。
商工観光課					
新分野進出研究開発事業	市内事業者が、既存の事業分野とは異なる新たな事業分野への進出を行う場合、事業化に向けた研究開発費用の一部補助を行う。 □補助率 補助対象経費×1/2(上限50万円)	既存事業とは異なる新たな事業分野への進出を検討する一般事業者	事業費補助	本制度は産業振興目的の補助制度であり、住民ニーズはない。過去の採択件数から考えても、企業側のニーズも低いと考えられる。	今年度、新分野進出施設整備事業と統合を図った上、制度の見直しを検討しており、次年度からは、新制度による支援を実施していく。

事務事業名	事業目的・概要	対 象	H27年度事業実施(見直)内容	評価・課題事項等	今後の改善・見直し予定等
建設部					
建設課					
道路新設改良事業 (市道 単独事業)	数多くの道路改良要望に迅速且つ柔軟に対応することを目的として、より多くの投資効果が期待できる側溝整備等による幅員拡幅や待避所の設置などを行う事業。	幅員狭小、曲線未修正等の市道	改良 4件(ただし管理系の経済対策事業分13件(48,000千円)は除く) 舗装 7件(ただし管理系の経済対策事業分3件(10,000千円)は除く) 合計 11件	弾力的に対応でき一定の効果があったが、さらなる予算の確保・施工方法等の検討が必要である。	起債で対応している全線改良方式(L=100m以上)より側溝整備等による幅員拡幅・見通しの悪い区間の解消及び待避所の設置など突角改良の要望が多いため、限られた予算でより多くの要望に対応するため職員による測量設計及び安価な施工方法等を検討する。
国土調査事業	土地の一筆ごとの境界、地番、地目等の調査・面積の測量を行い、地籍簿及び地籍図を作成し一般の閲覧に供する。その後、調査の成果について、国の認証を受け、法務局へ登記を行う。調査終了後は、土地取引の円滑化や行政の効率化が図れることを目的とする。	土地所有者	調査の計画及び現地調査の事前調査は直接実施。 現地調査及び測量業務については、専門業者へ委託。 ・調査面積 3.13km ²	事業量については補助事業で実施しているため、国及び県予算の状況に影響される部分が多いが、社会的ニーズも増加していくと思われるため、今後も事業を進めていく必要がある。	土地所有者及び関係機関の協力を得ながら、事業を推進していく。
道路維持修繕管理事業	市道及び移管県道の修繕、清掃などの維持管理を行い、良好な道路環境を保持し、交通事故を未然に防ぐ。	市道及び移管県道	市道及び移管県道の修繕、清掃を行う。(建設課職員による直営、業者への発注) ・市道及び移管県道の修繕件数 445件	道路維持修繕管理はコストと安全性を考えながら適正に実施していく必要がある。	本庁、支局と連携を密にし、安価で効果のある施工方法を検討する。
都市整備課					
建築物耐震改修支援事業	建築物の耐震化を促進し地震による人的被害・経済的被害を軽減するため、建築物の耐震診断及び耐震改修に要する費用の一部を補助するもの。	民間建築物の所有者	・耐震診断事業費補助(現況診断・補強計画策定) ・耐震改修事業費補助	耐震診断及び耐震改修ともに申請件数が減少していることから、耐震化の重要性と補助制度等について今後一層の普及啓発と防災意識の向上に努める必要がある。	・耐震化促進に向けた普及啓発事業への取組 県の耐震化アドバイザー事業(無料出前講座)を公民館主催事業として実施
公営住宅使用料収納事務	市営住宅等入居者の理解や信頼の確保を図りながら、市営住宅等の使用料を確実に収納することで、入居者間の公平性を保ち、安定した財源の確保を目指す。	公営住宅入居者	滞納者に対しては、電話連絡、個別訪問等により納付を促し、併せて徴収を行う。	滞納額は横ばいであるが、滞納者数が増加している。	滞納者の増加を防ぐために、滞納額が少額のうちに支払いを促す。 また、少額滞納者は支払い忘れてであることが多いため、口座振替を勧める。
上水道課					
料金賦課徴収事務 (口座振替推進業務:水道事業会計)	事務の効率化と早期の料金徴収のため口座振替を推進する。	上水道区域	納付書による水道料金納付者に対し、口座振替の案内を送る。 ・給水戸数 5,967戸 ・口座振替件数 5,203件	口座が残高不足にならないよう、告知放送や市報により引き落とし期日を周知する。	未利用者へのPRを継続する。
区域拡張事業	千屋成地地区は生活用水を浅井戸及び谷水等に依存しているが、浄水施設はなく衛生的に好ましくない状況にあり、生活環境の向上のため千屋簡易水道の拡張工事を実施する。	千屋成地 地区	未普及地域解消のため、送水施設及び配水施設を新設する。	計画的に実施したいが、補助事業であるため計画どおりの予算確保が困難である。	引き続き補助要望を行い、早期の完了を目指す。
下水道課					
下水道普及、啓発事業	生活環境を快適にし、河川等の水質を保全するため水洗便所に改造する費用について希望者に融資のあっせん和利子補給を行う。 個人設置の浄化槽から下水道への接続を促すため、不要となった浄化槽を再利用して雨水貯留施設に転用する工事費を補助する。	市民及び市内の事業所	①水洗便所改造資金融資あっせん和利子補給制度 5件(34千円) ②既設浄化槽再利用工事補助金 0件(0千円)	公共下水道への接続率を高めるため、トイレの水洗化等を推進する補助金の交付を行った。今後は未接続家庭等からその理由を聞くなどして、使いやすい補助金等に見直すことも検討しながら下水道への接続を促していく必要がある。	市報等で制度について周知を行う。
浄化槽設置事業	集合処理区域外において、合併浄化槽等の普及を推進することにより、生活環境の改善を図り、公共用水域の水質の保全を図る。	集合処理区域外の専用住宅	H25 50基 H26 35基 H27 34基	経年劣化による機器修繕が必要となる。設置基数が増すごとに、維持管理費用が増える。	H27年度末で2,348世帯が浄化槽未設置となっている。今後も市報等で設置事業の広報をし、公共用水域の水質保全や生活環境の改善を推進する。

事務事業名	事業目的・概要	対 象	H27年度事業実施(見直)内容	評価・課題事項等	今後の改善・見直し予定等
教育部					
教育総務課					
スクールバス運営事業	小・中学校の統合に伴い、通学距離が遠距離となる児童生徒のため、スクールバスを運行する。	該当地区の小・中学生	・市所有スクールバス:新見5路線、大佐3路線、神郷5路線、哲多5路線 計18路線 ・備北バス委託スクールバス:下熊谷線、菅生線、唐松線、福本線、千屋線、井倉線、草間線 計7路線	老朽化した車両の修繕の必要が増加しており、それに伴い修繕に係る経費が増加傾向にある。	費用対効果の面から、児童生徒数の推移を考慮しつつ、計画的に車両の更新を検討し、児童生徒の安全な通学の確保及び運行経費の削減につなげていく。
教員住宅管理運営事業	市外から遠距離を通勤しなければならない教職員に対し、住居を確保し生活支援を行う。	小中学校及び幼稚園の教職員	教員住宅の財産処分概要 H19年度…西方教員住宅 H20年度…南高下教員住宅・高瀬教員住宅 H23年度…千屋教員住宅	教職員以外(地域おこし協力隊)への貸出により、施設の有効利用を図っているが、利用が見込めない施設については、民間への譲渡・貸与も検討する必要がある。	需用のある教員住宅施設については、今後も適正に管理運用していく。しかし、利用見込のない施設については、他の用途に転用や関係機関に照会するなどして、施設の有効利用を図る。
学校教育課					
特別支援教育支援員配置事業	市内小・中学校において、発達障害等により個別に支援を要する児童生徒に対して支援員を配置し、特別支援教育の充実を図る。	児童生徒	教育支援員の配置 ・支援を必要とする児童生徒数 172人 ・常勤支援員の人数 5人	支援を要する児童生徒数が年々増加傾向にあり、配置要望数は多くなってきている。また、現状の配置人員数や時間数では十分とは言えない状況である。	障害者差別解消法の施行により、今後も支援の必要性は高まると予想される。各学校の実態や要望を精査していく。また、支援員の賃金形態の見直しを行った。
学力向上推進事業	標準学力調査を実施することにより、児童生徒の確かな学力の定着を図る。	児童生徒(小3～中2)	学力調査の実施 ・全国平均正答数との比較(小学校)+0.2% ・全国平均正答数との比較(中学校)+0.8%	調査結果は、客観性があり、児童生徒、学校、保護者で児童生徒1人ひとりの課題を明白に把握できている。したがって、個々に応じた手立てをすることができ、また、学校全体で授業改善が行われている。	調査結果を分析し、より効果的な実施時期等を検討する。
中学校ALT派遣事業	ALTを派遣することにより、グローバル社会に生きる人材に必要である、確かな英語力、コミュニケーション能力を育成する。	中学生	ALTの確保と派遣 ・ALTの人数 12人(H27年度末時点)	中学生の英語力をさらに高めていくために、ALTと担当教諭との指導体制や、英検の受験に向けた対応が必要である。	中学生の英語力をさらに向上させていけるよう、ALTの勤務実態を把握し、より効果的な派遣を検討する。
生涯学習課					
セカンドブック事業	子どもに本との出会いや読書の楽しさを伝えるため、現在行っているブックスタート事業のフォローアップ事業として、小学校入学時に本を贈るもの。	小学校新1年生	新1年生の人数 200人	子どもが本に親しむとともに活字離れを防ぐことに寄与している。	引き続き事業の推進を図る。
若山牧水顕彰全国大会助成事業	明治から大正にかけ活動した歌人若山牧水を顕彰する第11回全国大会を開催し、全国各地にある牧水顕彰会と連携及び交流を図るとともに、名歌「幾山河」誕生の地として後世に伝える。(全国大会は牧水ゆかりの地、新見市のほか青森県・秋田県・静岡県・宮崎県で開催されている。)	市民及び全国の牧水顕彰会員	(事前活動)実行委員会実施、ポスター・ちらし作成等 (大会内容)基調講演、シンポジウム、交流会、歌碑祭等	地域文化の発信と地域創生に寄与している。	全国各地の顕彰会から多くの来客があったが、一般客来場の増加も必要である。
スポーツ少年団運営(補助)事業	子どもたちに地域を基盤としたスポーツの場を提供することにより、正しいスポーツを計画的、継続的に実践し、それによって子どもたちを健全に育成する。	青少年	・スポーツ少年団の育成指導と援助 ・スポーツ少年団指導者及びリーダーの育成 ・スポーツ少年団に関する啓発活動 ・スポーツ少年団登録と報告 ・新見市スポーツ少年団登録団数 34団体	各単位団に助成金、各専門部に活動費を割り当てており有効に活用されている。	引き続き事業の推進を図る。

事務事業名	事業目的・概要	対 象	H27年度事業実施(見直)内容	評価・課題事項等	今後の改善・見直し予定等
消防本部					
消防本部総務課					
消防団安全装備充実事業	消防団の装備の改善を集中的・計画的に進め、災害出場時における消防団員の安全確保に努める。	新見市消防団員	H27安全靴1200足購入 H28携帯デジタル無線機10台購入	将来、破損した場合の費用が発生する。	破損の程度を調査し、状況を見ながら補充する。
消防本部予防課					
危険物取扱者関係事務	危険物取扱事業所の関係者が自己啓発に努め、施設の保安上必要な知識や技術を身につけることにより、危険物事故の未然防止を図る。	消防法に定められている、指定数量以上の危険物を貯蔵・取り扱う事業所及び関係者	①危険物取扱者試験事前講習会 2回 ②危険物取扱者保安講習会 1回 ③危険物施設立入検査 56回	危険物施設の保安管理は防災上極めて重要で、法令不適合危険物施設がないよう指導に取り組むとともに、関係者の保安意識の向上に努める必要がある。	積極的な立入検査・指導を引き続き実施する。
消防本部警防課					
応急手当普及事務	応急手当普及啓発について、救急講習の実施基準等を定め、もって市民に対する応急手当に関する正しい知識と技術の普及に資する。	市民	一般救急講習、普通救命講習、上級救命講習・救急講習受講者 2,069人	市民ニーズに答え、ひとりでも多くの市民参加が必要である。反面、費用対効果についての検証も必要である。	救急講習受講者は減少傾向にあるが、バイスタンダーCPR率は50%前後と高い数字を維持しており、この事業を推進する必要がある。